

鳥取砂丘宿泊学習等推進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取砂丘宿泊学習等推進補助金（以下「本補助金」という。）について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、鳥取砂丘の観光振興、活性化及び保全における鳥取県と鳥取市との連携協約第3条に基づき、鳥取砂丘における宿泊学習等を通じて砂丘利用者の理解を深めることにより、鳥取砂丘の自然・風景・歴史文化の保全及び利活用等を総合的に推進することを目的として交付する。

(補助対象者)

第3条 本補助金の交付対象となる者は、株式会社ヤマタ鳥取砂丘ステーション（以下「補助対象者」という。）とする。

(補助対象事業)

第4条 本補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象者が自社の施設において行う、別表第1欄に掲げる事業とする。

(補助対象経費)

第5条 本補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表第2欄に掲げる経費とする。

(補助金の算定等)

第6条 本補助金は、補助対象経費の総額に別表第3欄に掲げる補助率を乗じて得た額（1,000円未満の端数を切り捨てる。）以内で算定し、予算の範囲内で交付する。

(交付対象期間)

第7条 本補助金の交付の対象となる期間は、交付決定の日の属する年度の4月1日から3月31日までとする。

(交付申請)

第8条 本補助金の交付申請は、その交付を受けようとする年度の4月30日までにを行うものとする。

2 規則第4条の交付申請に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ次に掲げる書類とする。

- (1) 事業計画書（様式第1号）
- (2) 収支予算書（様式第2号）

(承認を要しない変更)

第9条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

- (1) 本補助金の増額
- (2) 本補助金の2割を超える減額

(着手届の提出)

第10条 本補助金の交付に係る事業は、規則第10条第1項第3号に定める場合とし、同項に規定する着手届の提出を要しないものとする。

(概算払)

第11条 本補助金は、規則第11条ただし書の規定に基づき、概算払により交付することができる。

(補助金の実績報告)

第12条 規則第12条に定める実績報告は、補助対象事業の完了、中止又は廃止の日から14日を経過する日までに行わなければならない。

2 規則第12条の報告書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ次に掲げる書類とする。

- (1) 事業報告書(様式第3号)
- (2) 収支決算書(様式第4号)

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、本補助金について必要な事項は、経済観光部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別 表(第4条-第6条関係)

1 補助対象事業	2 補助対象経費	3 補助率
本市等に所在する次の団体が鳥取砂丘で行う宿泊学習等の受入 (1) 幼稚園・保育園、小学校、中学校 (2) 子ども会、スポーツ少年団、クラブ活動、ボーイスカウト、ガールスカウト等の社会教育関係団体で青少年の健全育成に資する団体 (3) その他、市長が特に必要と認める団体	補助対象事業に要する経費のうち、次に掲げるもの (1) 「砂縁」 ア 客室宿泊料(1人3,000円を上限とする。) イ 研修室等利用料(1件2,000円を上限とする。) (2) 「砂育」 キャンプ場利用料(宿泊キャンプ1張1,100円、デイキャンプ1張880円を上限とする。) (3) その他、市長が特に必要と認める経費	10/10

事業計画書

1 事業計画の概要

事業名	
実施場所	
実施期間	
実施内容	
実施体制	
補助対象団体への配慮	

※ 実施体制図を添付すること

2 利用見込

月	宿泊人数		室利用件数		宿泊件数		デイ件数	
	(全体)	(補助対象)	(全体)	(補助対象)	(全体)	(補助対象)	(全体)	(補助対象)
4月								
5月								
6月								
7月								
8月								
9月								
10月								
11月								
12月								
1月								
2月								
3月								
合計								

※ 合計は、収支予算書の補助金積算の内訳の数量と一致すること

様式第2号（第8条関係）

収 支 予 算 書

1 収入の部

科 目	金 額	内 訳
合 計		

2 支出の部

科 目	金 額	内 訳
合 計		

3 補助金積算の内訳

科 目	一般料金	割引後料金	料金差額	基準料金	数量	算定基準額
合 計						

- ※ 一般料金欄は、割引前の一般客向けの料金を記載
- ※ 割引後料金欄は、補助対象となる団体向けの料金を記載
- ※ 料金差額欄は、一般料金から割引後料金を差引いた差額を記載
- ※ 基準料金欄は、補助対象経費を記載（プロポーザル提案料金を上回らないこと）
- ※ 数量欄は、補助対象となる人数等を記載
- ※ 算定基準額欄は、基準料金に数量を乗じた額を記載
- ※ 料金表を添付すること

事業報告書

1 事業報告の概要

事業名	
実施場所	
実施期間	
実施内容	
実施体制	
補助対象団体 への配慮	

※ 実施体制図を添付すること

2 利用実績

月	宿泊人数 (全体)	宿泊人数 (補助対象)	室利用件数 (全体)	室利用件数 (補助対象)	宿泊件数 (全体)	宿泊件数 (補助対象)	デイ件数 (全体)	デイ件数 (補助対象)
	4月							
5月								
6月								
7月								
8月								
9月								
10月								
11月								
12月								
1月								
2月								
3月								
合計								

※ 合計は、収支決算書の補助金精算の内訳の数量と一致すること

様式第4号（第12条関係）

収支決算書

1 収入の部

科目	金額	内訳
合計		

2 支出の部

科目	金額	内訳
合計		

3 補助金精算の内訳

科目	一般料金	割引後料金	料金差額	基準料金	数量	算定基準額
合計						

- ※ 一般料金欄は、割引前の一般客向けの料金を記載
- ※ 割引後料金欄は、補助対象となる団体向けの料金を記載
- ※ 料金差額欄は、一般料金から割引後料金を差引いた差額を記載
- ※ 基準料金欄は、補助対象経費を記載（プロポーザル提案料金を上回らないこと）
- ※ 数量欄は、補助対象となる人数等を記載
- ※ 算定基準額欄は、基準料金に数量を乗じた額を記載
- ※ 料金表を添付すること